

小郡三井医師会入会に関する内規

第 1 条 新たな施設が入会する場合、施設の開設者あるいは管理者が A 会員として入会しなければならない。B 会員だけの入会はできないものとする。

第 2 条 但し、施設が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者であつても B 会員として入会できるものとする。

- (1) 公立の医療機関。
- (2) 開設者が社会福祉法人の施設で、その施設内の患者だけを診療している場合。
- (3) 老人保健施設。

第 3 条 前条の(1)については、会費等は A 会員と同様の取り扱いとする。

第 4 条 本内規は平成 10 年 1 月 9 日より施行する。

設 定 平成 10 年 1 月 9 日